

●電力調達契約に関する質問及び回答

- 水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）
- 水道局本局庁舎 他 指定施設において使用する電力（業務用電力）

対象案件 ○水道局西野浄水場 他 指定施設において使用する電力（高圧電力Ⅰ型（一般））

No	質問事項	回答
1	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の契約に影響するような工事予定はありません。
2	【本局庁舎他、西野浄水場他のみ】仕様書注6の施設ごとの供給開始日を文書にて報告とありますが、ご報告の方法は電話やメール等どのようにすればよろしいでしょうか。また白川浄水場も同様に報告が必要でしょうか。	報告は、メールにて電子ファイルを送付ください。白川浄水場における報告は不要です。
3	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	入札は、複数の参加者の競争で契約相手及び金額を決める手続きですので、原則として契約単価の変更について協議することはできません。ただし、電力の契約については「事情変更」の要素を考慮し、契約書の案（第12条）に記載するような事情がある場合には協議を行えることとしています。
4	【本局庁舎他、西野浄水場他のみ】現在の供給者を教えてください。	以下のとおりです。 水道局本局庁舎 他 →株式会社ホープ 水道局西野浄水場 他 →株式会社エネット
5	供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。 ※協議制の施設においての変更、協議制⇒実量制への変更、実量制⇒協議制への変更	契約電力が500kW以上の施設が協議制、500kW未満が実量制となりますが、協議制や実量制の変更を行う施設はありません。 なお、実量制の施設で、使用実績により契約電力が変更になる可能性はあります。
6	弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うよう早急にご協力いただく事は可能でしょうか。	可能です。落札後にご相談ください。
7	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には、代表者の朱肉印を押印していただくことになるため、原則は郵送で請求書を送付していただきます。 ただし、印刷された請求印を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札後にご相談ください。 承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課（011-211-2142）までお問い合わせください。
8	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	了承いたします。
9	（権利義務の譲渡等）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	条文の変更又は追加はいたしません。 債権譲渡を前提とした契約は締結しませんが、状況に応じ、協議等をさせていただきます。
10	【白川浄水場のみ】契約書(案)がございましたら事前にいただく事は可能でしょうか。	案件情報の添付書類として公開しております。